

主に子どもが利用する施設において、放射性物質の汚染に対する長野県の除染基準値を引き下げるための見直しを求める請願書

請願趣旨

昨年3月の福島第一原発の事故により、深刻な放射能汚染が起こったことは周知の通りです。放射性物質の汚染に対し、長野県が定めた除染基準値は、「地表の空間線量が毎時1 μSv 以上」です。

しかし、そもそも「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律施行規則第1条第1号他)」、「労働安全衛生法令(労働安全衛生法、電離放射線障害防止規則)」、「人事院規則 10-5」により、放射線管理区域は実効線量が3ヶ月間 1.3mSv と定められています。これを毎時に直すと 0.6 μSv となります。

ここ長野で、放射線管理区域以上の除染基準値が定められるのはなぜでしょうか。

「管理区域において、事業者は必要のある者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない」と、労働安全衛生法令にあります。しかしながら、現在の長野県の除染基準値のままでは、幼稚園や学校の施設内においても、放射線管理区域以上の汚染があっても除染がされないということになります。ちなみに、私たちが土壌を測定したところ、長野市内の学校敷地内において Cs134、Cs137 合算にして 1000Bq/kg の汚染も発見されています。これは、同法律・人事院規則(人事院規則 10-5)「表面汚染密度にして、 α 線を放出するもの: 4 Bq/cm² (=615Bq/kg)、 α 線を放出しないもの: 40Bq/cm² (6150Bq/kg) の 10 分の1」の基準を大幅に超えるものです。震災前と後では、厳重に管理されるべき放射線管理区域の方が安全となってしまっており、矛盾を隠しきれません。

こうした矛盾を撤回すべく、県内では小諸市が独自に、保育園及び小中学校施設内においては地表で毎時 0.23 μSv の除染基準を設けた取り組みを行っています。他県でも、0.6 μSv 以下の除染基準値を設けて放射性物質の除染に取り組む自治体が見られます。

放射性物質による低線量被ばくが人体にどのような悪影響を与えるかは、明らかになっていません。10年後、20年後になってから現れる晩発性障害や遺伝的影響も非常に危惧されます。長野県は他県に比べると放射能汚染としては低汚染地と言えるかもしれませんが、しかし、低汚染地なら低汚染地なりに、子どもたちが安心して過ごせる環境を整えるべく、原発事故前の水準に近づける努力を続けていくことが大人の責務だと考えます。

除染基準値のみならず、空間線量で放射能汚染を判断する現在の方法が果たして本当にふさわしいのか、チェルノブイリのように放射性物質の量(ベクレル)で判断した方がよいのではないかなどまだまだ検討すべき課題が多くあります。

今こそ子どもたちを守る最善の方法を考え、現在の対処を見直すべく、次のことを請願致します。

請願項目

主に子どもが利用する施設において、放射性物質の汚染に対する長野県の除染基準値を引き下げるための見直しを行うこと